

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市(西土佐) (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	江川崎地区② (長生・半家・本村・中組・押谷・権谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 30 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

- ・中山間地域に位置しており、山間が多い地形から狭小な農地が多い。
- ・農業従事者が多く、兼業農家が多数を占めている。
- ・4名の中心的担い手が存在し、農地を維持している。
- ・中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金の活用は各地区で行われている。

【地域の課題】

- ・耕作しづらい立地条件であるため、土地基盤整備は一部に留まっている。
- ・土地基盤整備が必要な圃場はあるものの、後継者がいるかどうか不安もあり、具体的な計画には至っていない。
- ・高齢化が進行しており、担い手確保が課題である。
- ・老朽化した水路も増えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
- ・地区全体を包括できる広域的な集落営農組織の編成に取り組む。
- ・近隣の集落営農組織や経営体と連携し、作業委託していく。
- ・手間のかからない作物や高収益作物への転換を行う。
- ・地域として(公財)西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する。
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手の4経営体をはじめ、地域内で引き続き耕作可能な農業従事者が協力しながら、集積・集団化に取り組む。 ・集積する農地については、生産性・利便性の良いものを選別する。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、農地をこうした担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れには農地バンクの機能を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・土地基盤整備が必要な圃場はあり、後継者の見込があるところについては基盤整備の検討を進めていく。また、水路の老朽化が見られる圃場について、各種制度も活用しながら農地の維持管理を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後は担い手が不足するため入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 ・機械の共同利用により農地を管理・利用していく。 ・今後、任意組織を再編し、補助制度を活用して設備の更新や作業委託を行う。 ・地区全体の農地管理をまかなえる集落営農組織への移行を検討する。 ・地域として(公財)西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区全体を包括できる広域的な集落営農組織の編成に取り組む。 ・近隣の集落営農組織や経営体と連携し、作業委託していく。 ・(公財)西土佐農業公社と連携し農業機械のリース、受委託に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①各地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組み、特にサルについては、猟友会や高知県等関係機関と連携し、専用わなの設置やパトロールの強化を行う。

②すでに地域で活用されている畜産たい肥等の施用や、減農薬にも取り組んでいく。

③自動散布型のドローンや、自走型草刈機等について、導入可能な圃場では各種補助事業等も活用し、作業の効率化と負担軽減を図る。

⑤圃場の条件に合わせて、収益性が高く収穫期の重ならない果樹(ユズ・栗)等の効率的な生産に取り組む。

⑦老朽化した農道や水路は、各種整備・交付金事業を活用して水路や圃場を整備・修繕し、優先的に維持していく。

⑩市やJA等と連携し、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、気象情報を共有し、被害発生を抑止に努める。